

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月23日

寒川町教育委員会教育長 大澤文雄

寒川町教育委員会規則第1号

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年寒川町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、同項第4号から第7号までに規定する休業日の一部を授業日とすることができる。

第4条第1項第2号中「寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改める。

第13条第4項中「第14条」を「次条」に改める。

(寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(平成31年寒川町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年」を「令和元年」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中第13条第4項の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。